

松江市特定認可外保育施設第3子以降保育料軽減事業補助金について

(第3子以降保育料補助事業)

1 補助金の交付対象となる保護者

次の要件を全て満たしている必要があります。

- ①松江市内に住所を有する世帯で、同一生計の兄弟が2人以上いる0～2歳児クラスの子ども（以下「第3子」）が、**認可外保育施設に在籍していること**

※在籍する認可外保育施設は市が定める基準を満たしている必要があります。

※認可保育所、幼稚園等との併用や複数の認可外保育施設の利用は認められません。

- ②**父・母が保育を必要とする事由を有すること**

※認可保育所の入所要件と同様となります。

※育児休業中に申請された場合は、復職された月から対象となります。

企業主導型保育所に在籍している場合、市町村民税非課税世帯でないこと
市町村民税非課税世帯の場合、在籍施設において幼児教育・保育の無償化の手続きをしてください。

2 補助金の交付対象となる事業の内容

**令和8年3月1日から令和9年3月31日に受けた保育のうち、
「令和8年4月1日から令和9年3月31日」に支払った保育料が補助対象となります。**

- ・ 令和8年3月に受けた保育について、令和7年度に補助決定されていない場合、令和8年3月分は補助対象となりません。
- ・ 既に令和8年3月分が補助決定され、補助金が交付されている場合、令和8年3月分は補助対象となりません。
- ・ 他の補助制度の適用を受けるものは補助対象となりません。
- ・ 令和8年度で補助決定された場合でも、令和9年4月1日以降に支払った令和9年3月分の保育料は、今年度の補助対象となりません。令和9年度で改めて補助金の交付申請をしてください。

認可外保育施設の区分	つむぎ保育園 あいぐらん保育園松江殿町	左記以外の企業主導型保育所 及び 院内保育所
保育料の納付時期	保育実施月	保育実施月の翌月
補助対象となる 支払った保育料	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年3月～令和9年2月分 ※

※つむぎ保育園、あいぐらん保育園松江殿町以外の令和9年3月分保育料については、令和9年度に申請する必要があります。

3 補助金の交付申請

提出場所 **松江市役所保育所幼稚園課**

申請期限 **令和9年2月26日（金）午後5時まで**

※閉庁日は受付いたしません。

※令和9年3月1日（月）以降、申請されても受付できませんのでご注意ください。

松江市の予算の関係上、できるだけ**12月中旬まで**に申請してください。

1月以降に入所の場合は、入所後速やかに申請をお願いします。

補助金の交付申請は、保育料納付前（認可外保育施設に入所時）から可能です。
補助金の交付対象となる保護者であっても申請がない場合は補助金の交付ができません。

4 補助金額（月額）

次の額と保育料のいずれか低い方の額

①企業主導型保育所以外 【令和8年9月分まで】42,000円

【令和8年10月分以降】45,700円

②企業主導型保育所 国が定める標準的な保育料 0歳児 37,100円/1・2歳児 37,000円

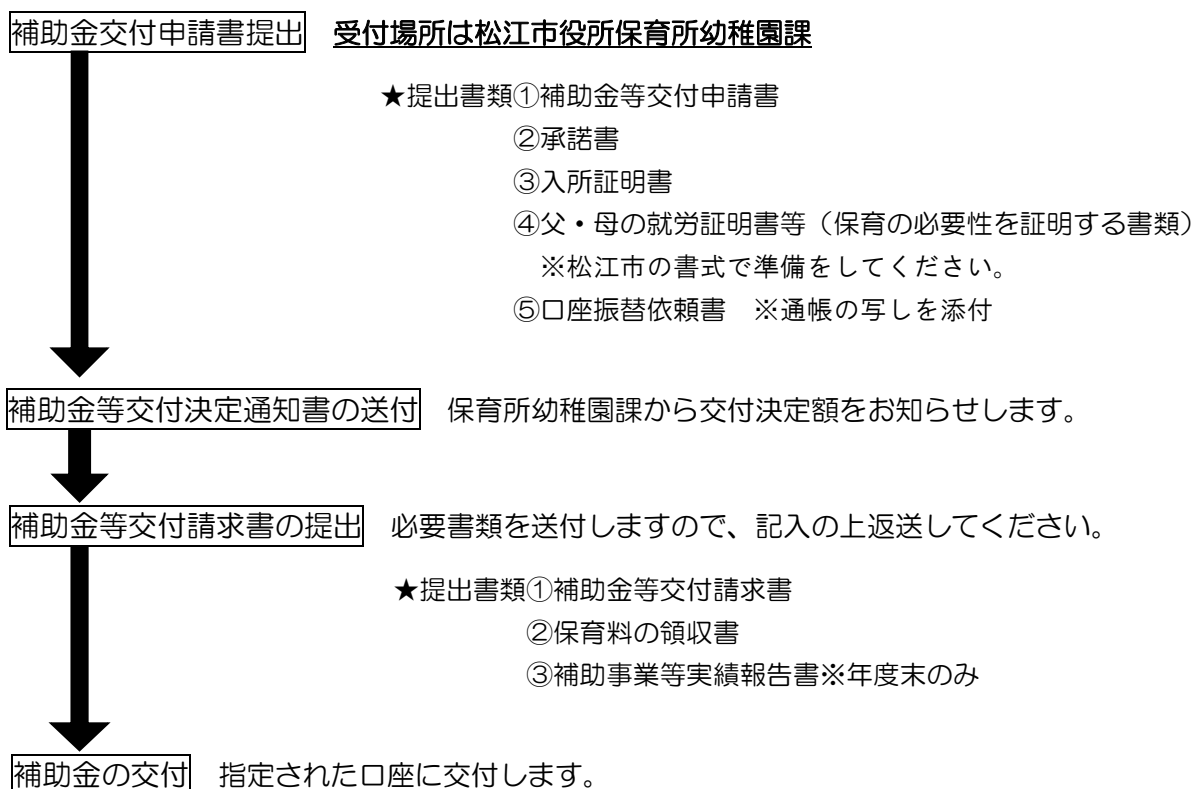
※保育料とは、純粋な保育料のみをいい、入園料・延長料金・保護者会費などは含まれません。

※保育料にかかる消費税については補助対象です。

5 注意事項

補助金の申請をする保護者が、偽り・その他不正な補助金の交付を受けた場合には、補助金の全部または一部を返還していただきます。

6 申請手続の流れ



補助金の請求は原則3か月分ごとになります。

※5月以降に入所した場合は、初回が1～2か月分になることもあります。

問い合わせ先

松江市こども子育て部保育所幼稚園課認定入所係 TEL：0852-55-5312